

すみだ自然環境サポーター活動基準

29墨整環環第1293号

平成30年1月16日

(目的)

第1条 すみだ自然環境サポーター（以下サポーターという。）は生きもの等の調査等を行い、自然環境保全啓発活動を行うことで墨田区の自然環境保全と生物多様性の増進に寄与することを目的とする。

(サポーターの構成)

第2条 サポーターは自然環境に興味を持つ中学生以上の墨田区民等で構成する。

(活動場所)

第3条 サポーターの活動場所は次のとおりとする。

- (1) 大横川親水公園万華池周辺（バタフライガーデンを含む。）
- (2) 公共施設
- (3) その他サポーター活動の目的に合致する場所

(活動内容)

第4条 サポーターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 生きもの等調査
- (2) すみだ自然観察会の運営サポート
- (3) ヤゴの救出作戦運営サポート
- (4) 大人のためのすみだ自然観察会への参加
- (5) 自然環境保全活動
- (6) その他サポーター活動の目的に合致する活動

サポーターが前項に掲げる活動以外を行おうとするときは、あらかじめ区に届け出なければならない。また、区の許可なく公共施設等に植物を植える等の行為を行ってはならない。

(活動経費)

第5条 サポーター活動は原則として無償とする。ただし、活動に要する物品等の購入については、区の経費を充てることができる。

(事務局の設置)

第6条 サポーターの活動を支援するため、資源環境部環境保全課内に事務局を設置する。

(事務局の構成員)

第7条 事務局は、環境保全課長及び同課緑化推進担当で構成する。

(事務局の役割)

第8条 事務局の役割は次のとおりとする。

- (1) サポーター活動の管理運営に関する事務
 - (2) サポーター活動場所の提供
 - (3) サポーター活動に関する支援
 - (4) その他事務局が必要と認める事項
- (登録)

第9条 サポーターとして活動を希望する者は、事務局に登録届を提出しなければならない。

(登録解除)

第10条 登録の解除は、次のとおりとする。

- (1) 登録者は、いつでも登録を解除することができる。
- (2) 事務局は、登録者の意思表示なく第4条に定める活動実績が2年以上ない場合、または、登録者と連絡が取れない期間が2年以上継続した場合は、登録者に通知なく登録を解除できる。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほかサポーター活動に関し必要な事項は環境担当部長が別に定める。

付則 この基準は平成30年4月1日から適用する。

付則 第6条を一部改正し、令和5年4月1日から適用する。